

令和 6 年度

ダイオキシン類調査結果

令和 7 年 6 月

名古屋市環境局

目 次

第1 ダイオキシン類環境調査結果について

1	調査期間	1
2	調査内容	1
3	大気環境調査結果	1
4	水環境調査結果	3
5	土壌環境調査結果	7

第2 ダイオキシン類発生源調査結果について

1	行政検査結果	8
2	事業者測定結果	8
別表1	大気基準適用施設からの排出ガス調査結果	10
別表2	水質基準適用事業場からの排水調査結果	10
別表3	事業者測定結果一覧（排出ガス）	11
別表4	事業者測定結果一覧（排水）	12
別表5	事業者測定結果一覧（ばいじん及び燃え殻）	13

<参考>

1	ダイオキシン類に係る環境基準	14
2	法による排出基準及び処理基準	14

○1ng(ナノグラム)とは、10億分の1gをいう。

○1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1gをいう。

○毒性等量（TEQ）について

ダイオキシン類全体の毒性は、ダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（TCDD）の毒性を1として、各々のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数（TEF）を用いて2,3,7,8-TCDDに換算した合計値で表す。これを毒性等量（TEQ）という。算出にはWHO-TEF(2006)を用いている。

・環境調査の大気及び水環境について、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量（TEQ）を算出している。

・環境調査の土壌、事業者測定結果及び行政検査について、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量（TEQ）を算出している。

第1 ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類による大気、水質（地下水、水底の底質を含む。）及び土壌の常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）第26条の規定に基づき実施したものである。

1 調査期間

令和6年4月～令和7年3月

2 調査内容

（1）大気

市内3地点について、季節ごとに調査した。

（2）水質、底質及び水生生物（魚類）

水質については、市内河川6地点及び海域3地点について、夏季及び冬季に調査した。

底質については、市内河川6地点及び海域3地点について、夏季に調査した。水生生物（魚類）については、市内海域1地点について、夏季に調査した。

（3）地下水

市内2地点について、調査した。

なお、調査地点は年度ごとに新たに選定して調査を行っている。

（4）土壌

市内2地点について、調査した。

なお、調査地点は年度ごとに新たに選定して調査を行っている。

3 大気環境調査結果

各調査地点の調査結果は、表1のとおりである。調査地点ごとの年間平均値の濃度範囲は、0.014～0.023pg-TEQ/m³であり、すべての地点で環境基準（年間平均値で0.6pg-TEQ/m³以下）を達成していた。

表1 ダイオキシン類大気環境調査結果

番号	調査測定地点	調査地域	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
				春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
1	若宮大通公園局	道路沿道	中区大須二丁目404番地先	0.0096	0.012	0.021	0.014	0.014 (0.041)
2	港陽測定局	発生源周辺	港区港陽一丁目1-65	0.018	0.016	0.024	0.033	0.023 (0.040)
3	守山保健センター	一般環境	守山区小幡一丁目3-1	0.013	0.014	0.023	0.010	0.015 (0.015)
環境基準								0.6以下

注1 （ ）内の数字は、令和5年度調査の結果。

注2 調査時期は下記のとおり。

春季 令和6年 5月 8日～5月 15日

夏季 令和6年 7月 17日～7月 24日

秋季 令和6年 10月 10日～10月 17日

冬季 令和7年 1月 15日～1月 22日

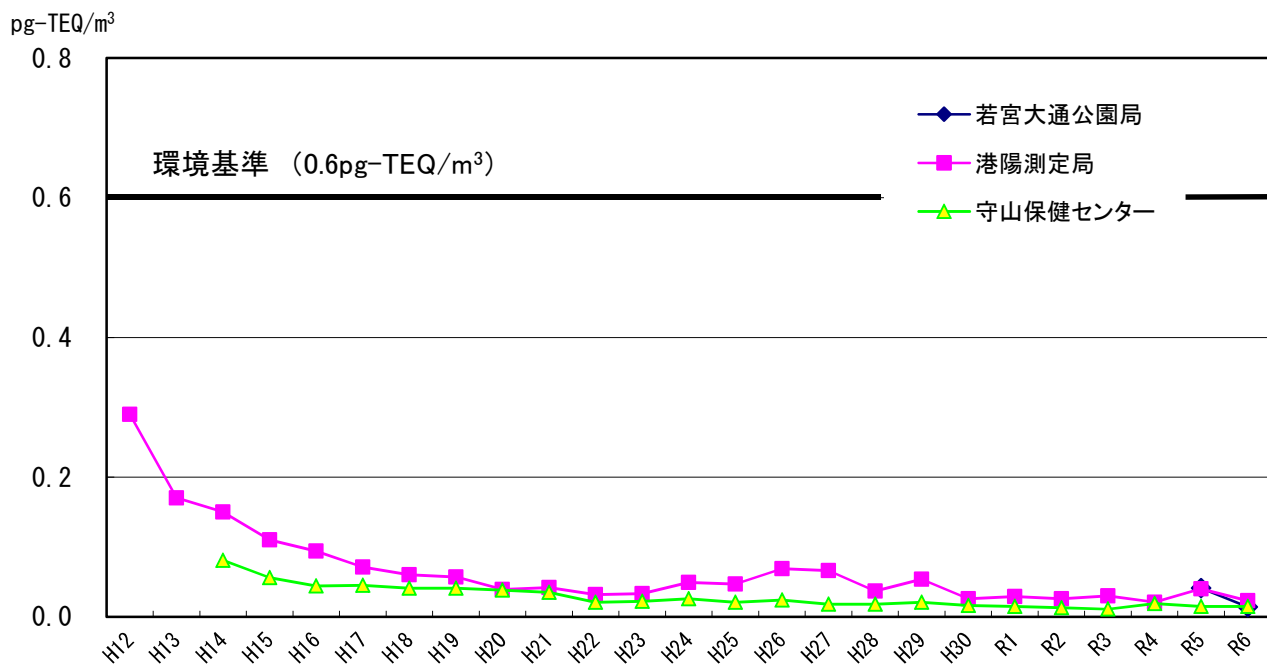


図1 ダイオキシン類大気環境調査結果経年変化

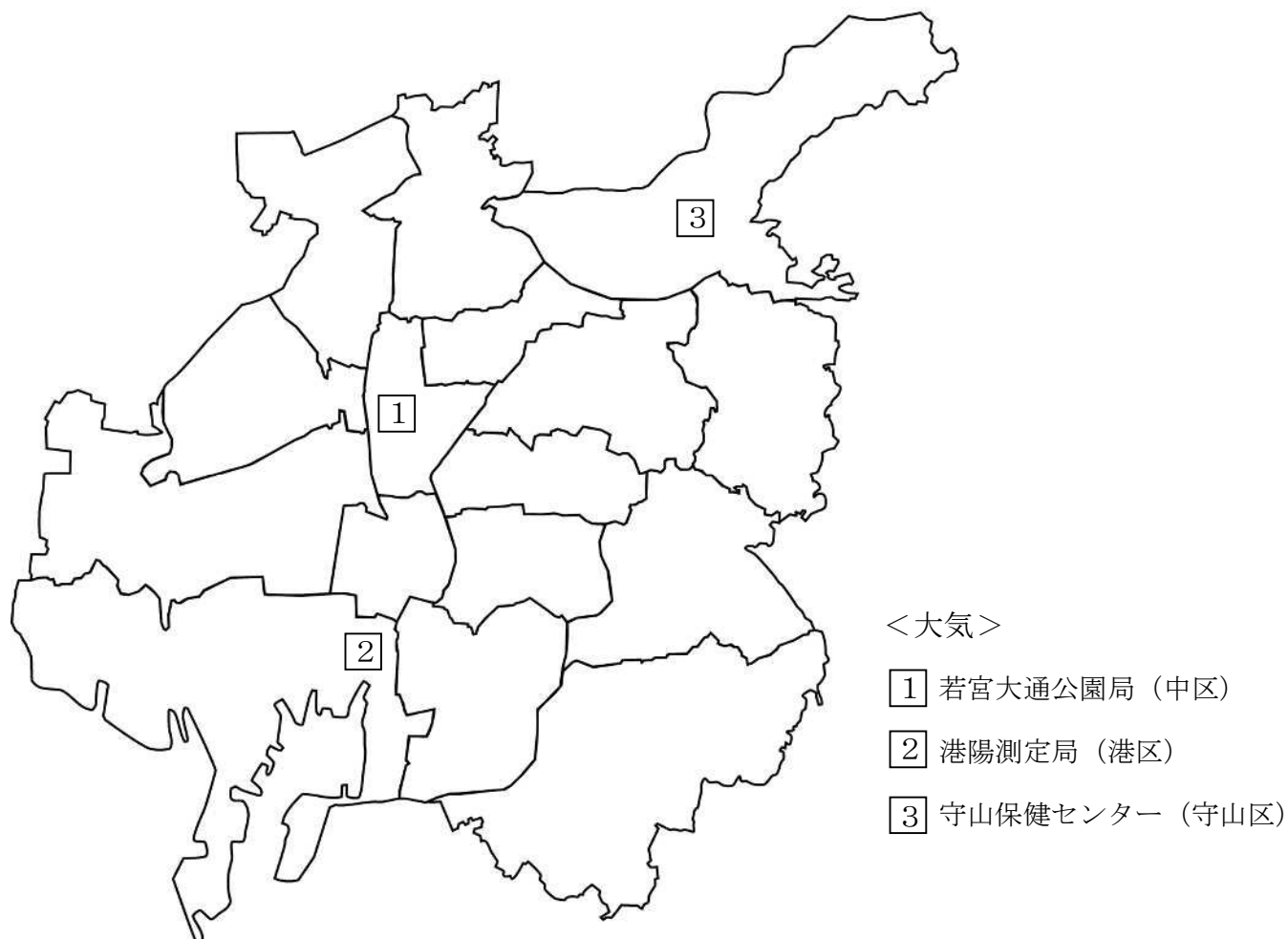


図2 ダイオキシン類大気環境調査地点

4 水環境調査結果

(1) 公共用水域

各項目の調査地点ごとの調査結果は、表2のとおりである。

ア 水質

調査地点ごとの年間平均値の濃度範囲は、0.031～0.22pg-TEQ/L であり、すべての地点で環境基準(年間平均値で 1pg-TEQ/L 以下)を達成していた。

イ 底質

調査地点ごとの濃度範囲は、0.86～30pg-TEQ/g であり、すべての地点で環境基準(150pg-TEQ/g 以下)を達成していた。

ウ 水生生物(魚類)

調査結果は、0.83pg-TEQ/g であり、環境省が平成 11 年度に実施した全国調査結果(0.032～33pg-TEQ/g)の範囲内であった。

表2 ダイオキシン類水環境調査結果(公共用水域)

番号	区分	調査測定地点		調査 時期	調 査 結 果			
		河川名等	地点名		水 質 (pg-TEQ/L)		底 質 (pg-TEQ/g)	水生生物 (魚類) (pg-TEQ/g)
						年間平均値		
1	河 川	荒子川	荒子川ポンプ所	夏季	0.088	0.13 (0.16)	19(27)	—
冬季				0.17	—		—	
2		中川運河	東海橋	夏季	0.031	0.031 (0.15)	0.99(7.1)	—
冬季				0.030	—		—	
3		堀川	港新橋	夏季	0.036	0.032 (0.051)	30(27)	—
冬季				0.028	—		—	
4		山崎川	道德橋	夏季	0.037	0.032 (0.038)	11(11)	—
冬季				0.027	—		—	
5		天白川	千鳥橋	夏季	0.057	0.055 (0.056)	12(8.8)	—
冬季				0.052	—		—	
6		矢田川	大森橋	夏季	0.36	0.22 (0.059)	0.86(0.40)	—
冬季				0.070	—		—	
7	海 域	名古屋港	潮見ふ頭北	夏季	0.037	0.031 (0.061)	19(23)	—
冬季				0.025	—		—	
8			金城ふ頭西	夏季	0.28	0.18 (0.19)	15(14)	—
冬季				0.082	—		—	
9			高潮防波堤北	夏季	0.052	0.038 (0.043)	5.7(6.3)	0.83(0.49)
冬季				0.024	—		—	
環境基準					1 以下		150 以下	—

注1 ()内の数字は、令和5年度調査の結果。

注2 調査時期は下記のとおり。

河川	夏季	令和6年9月27日(水質・底質)
	冬季	令和7年1月8日(水質)
海域	夏季	令和6年9月10日(水質・底質・魚類)
	冬季	令和7年1月6日(水質)

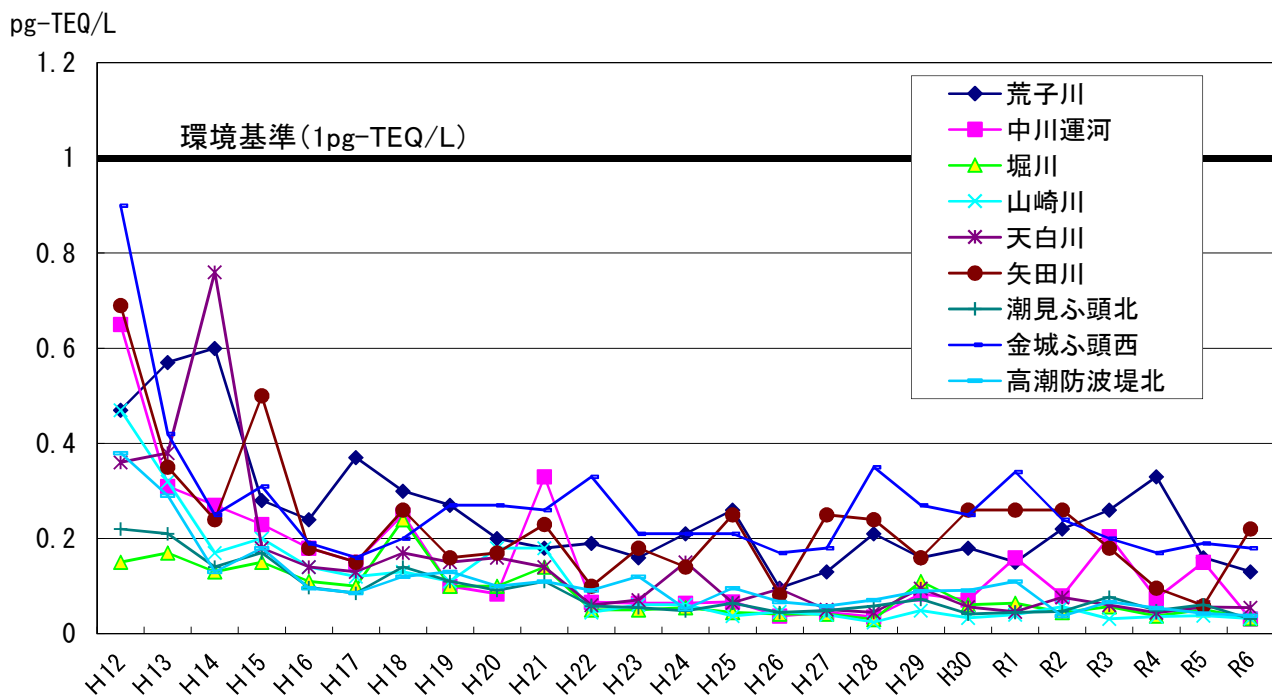


図 3-1 ダイオキシン類水環境調査結果経年変化（水質）

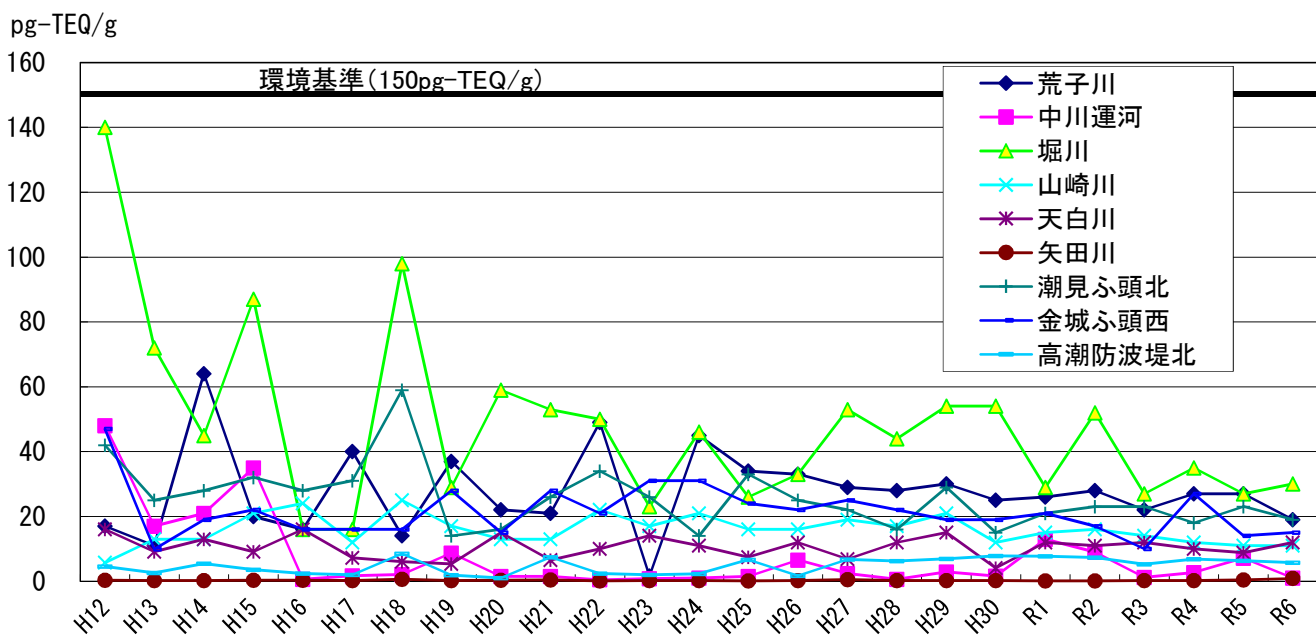


図 3-2 ダイオキシン類水環境調査結果経年変化（底質）

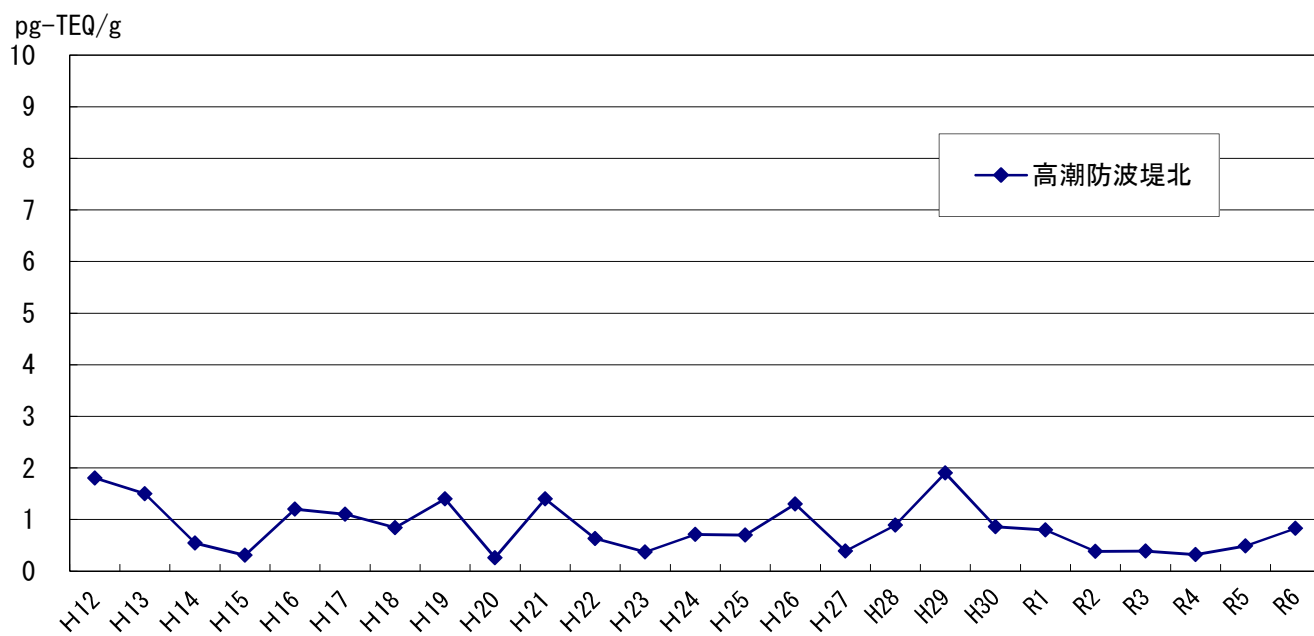


図 3-3 ダイオキシン類水環境調査結果経年変化（水生生物（魚類））

(2) 地下水環境調査結果

調査地点ごとの調査結果は、表 3 のとおりである。濃度は 0.022～0.049pg-TEQ/L であり、すべての地点で環境基準(年間平均値で 1 pg-TEQ/L 以下)を達成していた。

表 3 ダイオキシン類地下水環境調査結果

番号	調査測定地点(調査井戸)			調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
	所在地	使用用途	井戸の区分		
1	中村区鳥居西通二丁目	その他	深井戸	令和 6 年 11 月 19 日	0.049
2	守山区大字中志段味	その他	深井戸	令和 6 年 11 月 19 日	0.022
環境基準					1 以下



図 4 ダイオキシン類水環境及び地下水環境調査地点

5 土壤環境調査結果

調査地点ごとの調査結果は、表 4 のとおりである。濃度範囲は 0.068～1.4pg-TEQ/g であり、すべての地点で環境基準(1,000pg-TEQ/g 以下)を達成していた。

表 4 ダイオキシン類土壤環境調査結果

番号	調査測定地点		調査年月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
	地点名称	所在地		
1	仲田公園	千種区仲田町二丁目	令和 6 年 7 月 8 日	1.4
2	正色保育園	中川区下之一色町	令和 6 年 7 月 8 日	0.068
環境基準				1,000 以下

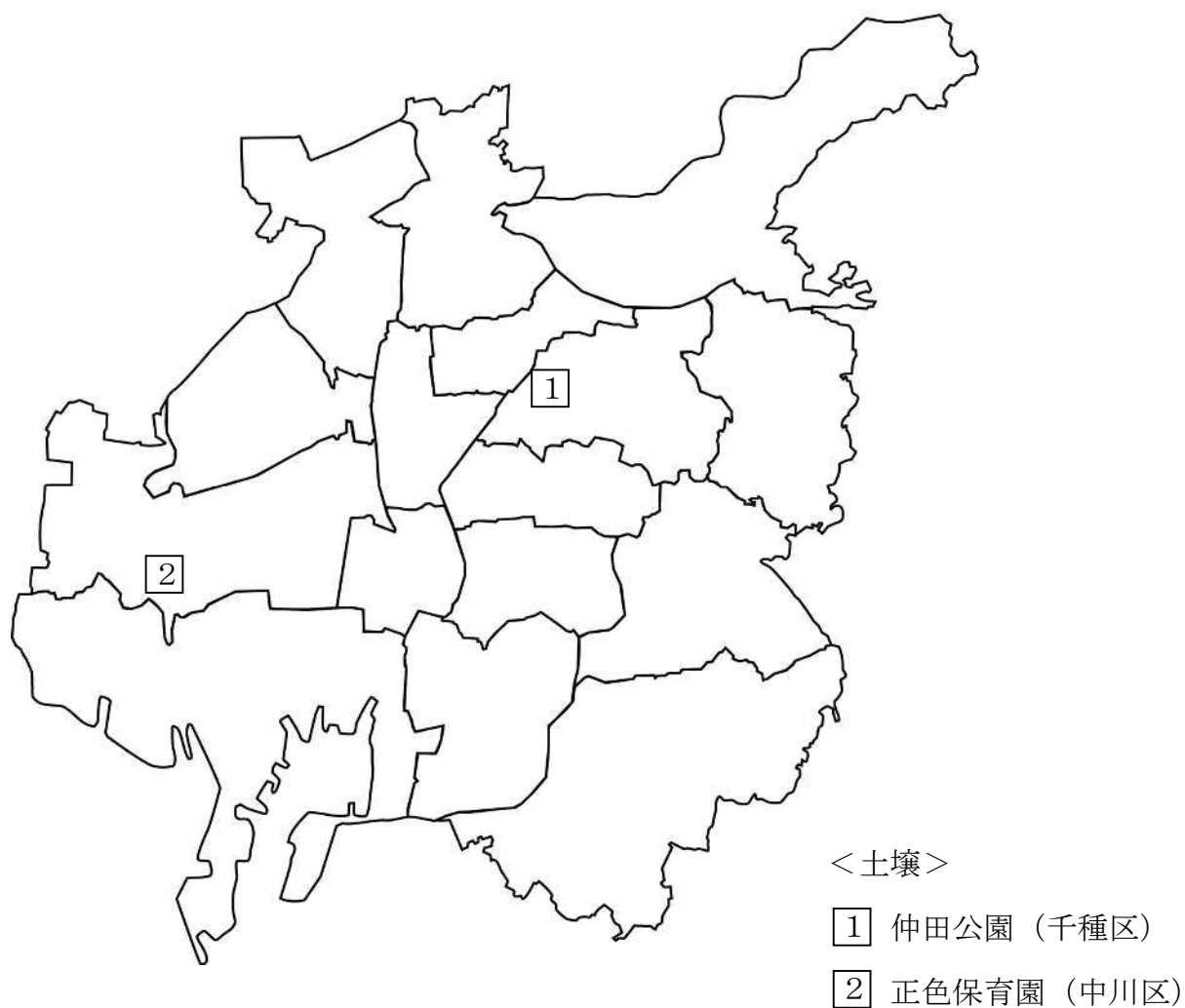


図 5 ダイオキシン類土壤環境調査地点

第2 ダイオキシン類発生源調査結果について

行政検査は、法に規定される排出基準の遵守状況を確認するため、実施したものである。事業者測定は、法第28条の規定に基づき実施、報告されたものである。

1 行政検査結果

(1) 排出ガス中の調査結果

調査結果は表5及び別表1のとおりである。法に基づく排出基準と比較したところ、3施設すべて基準に適合していた。

表5 種類別の調査対象数及び調査結果

特定施設の種類	調査対象数	調査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
アルミ溶解炉	2施設	0.00012～0.11	5以下
	1施設	0.030	1以下

(2) 排出水中の調査結果

調査結果は表6及び別表2のとおりである。法に基づく排出基準と比較したところ、適合していた。

表6 種類別の調査対象数及び調査結果

主な特定施設の種類	調査対象数	調査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
担体付触媒製造用焼成炉の 廃ガス洗浄施設	1排水口	0.0032	10

2 事業者測定結果

(1) 排出ガス中の測定結果

事業者からの測定結果の報告状況は表7及び別表3のとおり、報告対象施設に関しては31施設から報告があった。

測定結果の濃度範囲は、0.00000017～2.0ng-TEQ/m³Nであり、法に基づく排出基準と比較すると、すべての施設で適合していた。

また、報告対象施設のうち1施設が未報告であった。

表7 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排出ガス）

特定施設の種類	届出施設※1	報告対象施設		報告対象外施設※2
		報告施設	未報告施設	
製鋼用電気炉	1	1	0	0
アルミニウム溶解炉	13	12	0	1
廃棄物焼却炉	34	18	1	15
計	48	31	1	16

※1 令和7年3月31日現在設置されている施設

※2 休止中の施設及び稼働開始から1年未満の施設

(2) 排出水中の測定結果

事業者からの測定結果の報告状況は表 8 及び別表 4 のとおり、報告対象事業場である 10 事業場のすべてから報告があった。

測定結果の濃度範囲は、0.000027～0.38pg-TEQ/L であり、法に基づく排出基準と比較したところ、すべての事業場で適合していた。

表 8 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排水）

主な特定施設の種類	届出事業場※ ¹	報告対象事業場		報告対象外事業場
		報告事業場	未報告事業場	
担体付触媒製造用焼成炉の 廃ガス洗浄施設	1	1	0	0
アルミニウム溶解炉の 廃ガス洗浄施設	1	1	0	0
廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設	4	1	0	3※ ²
廃棄物焼却炉の 灰貯留施設	3	1	0	2※ ³
下水道終末処理施設	6	6	0	0
計	15	10	0	5

※¹ 令和 7 年 3 月 31 日現在設置されている事業場

※² 下水道終末処理施設に接続されている事業場（3 事業場）

※³ 下水道終末処理施設に接続されている事業場（2 事業場）

(3) ばいじん及び燃え殻中の測定結果

事業者からの測定結果の報告状況は表 9 及び別表 5 のとおり、報告対象施設のうち 17 施設から報告があった。

測定結果の濃度範囲は 0～2.9ng-TEQ/g であり、すべての施設で適合していた。

また、報告対象施設のうち、1 施設が未報告であった。

表 9 ダイオキシン類測定結果の報告状況（ばいじん及び燃え殻）

特定施設の種類	届出施設※ ¹	報告対象施設		報告対象外施設※ ²
		報告施設	未報告施設	
廃棄物焼却炉	34	17	1	16

※¹ 令和 7 年 3 月 31 日現在設置されている施設

※² 休止中の施設、稼働開始から 1 年未満の施設及び排出なしの施設

行政検査結果一覧

別表 1 大気基準適用施設からの排ガス調査結果

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	排ガス採取年月日	排ガス中のダイオキシン類測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1	アルファメタル株式会社	港区新茶屋四丁目2904番地	アルミ溶解炉	R6. 9. 20	0. 030	1
2	株式会社U A C J 名古屋製造所	港区千年三丁目1番12号	アルミ溶解炉 (F11)	R6. 10. 28	0. 11	5
3	株式会社U A C J 名古屋製造所	港区千年三丁目1番13号	アルミ溶解炉 (F21)	R6. 11. 21	0. 00012	5

別表 2 水質基準適用事業場からの排水調査結果

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	採取年月日	排水中のダイオキシン類測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
1	東レ株式会社名古屋事業場	港区大江町9番地の1	担体付触媒製造用焼成炉の廃ガス洗浄施設	R6. 4. 26	0. 0032	10

事業者測定結果一覧（排出ガス）

別表３－１ 報告対象施設

(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに測定義務がある施設)

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基 準 (ng-TEQ/m ³)	備 考
1	名古屋市猪子石工場	千種区香流橋一丁目１０１番	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 8. 6	0. 000070	0. 1	
2			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 6. 11	0. 00000046	0. 1	
3	八神建築株式会社	東区矢田五丁目８番２９号	廃棄物焼却炉	R6. 11. 11	0. 68	5	
4	中部メディカル有限公司	北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 6. 7	0. 012	10	
5	中部鋼鉄株式会社製造所	中川区小碓通５丁目１番地	製鋼用電気炉	R6. 11. 24	2. 0	5	
6	名古屋市富田工場	中川区吉津四丁目３２０８番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 5. 9	0. 00014	0. 1	
7			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 6. 6	0. 00000060	0. 1	
8			廃棄物焼却炉(3号炉)	R6. 9. 4	0. 00000041	0. 1	
9	アルファメタル株式会社	港区新茶屋四丁目２９０４番地	アルミ溶解炉(10t回転炉1号)	R6. 11. 28	0. 021	1	
10	株式会社UACJ名古屋製造所	港区千年三丁目1番１２号	アルミ溶解炉(F26)	R6. 11. 12	0. 049	5	
11			アルミ溶解炉(F35A)	R6. 7. 23	0. 012	5	集合排出口
12			アルミ溶解炉(F35B)	R6. 10. 10	0. 81	5	集合排出口
13			アルミ溶解炉(F11)	R6. 8. 1	0. 086	5	
14			アルミ溶解炉(F12)	R6. 7. 30	0. 0047	5	北側排出口
15				R6. 9. 25	0. 0000014		南側排出口
16			アルミ溶解炉(F27)	R6. 11. 13	0. 0012	5	
17			アルミ溶解炉(F21)	R6. 10. 10	0. 000010	5	
18			アルミ溶解炉(F31)	R6. 7. 25	0. 012	5	集合排出口
19			アルミ溶解炉(F32)			5	
20			アルミ溶解炉(F33)			5	
21	中部グリコ栄食株式会社	港区十一屋1丁目10番4	廃棄物焼却炉	R6. 12. 6	0. 029	5	
22	中部リサイクル株式会社	港区昭和町１８番地	廃棄物焼却炉	R6. 5. 9	0. 0079	5	
23	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町１７番地の２３	廃棄物焼却炉	R6. 5. 16	0. 0000035	5	
				R6. 8. 23	0. 0000060		
				R6. 11. 22	0. 0000034		
				R7. 2. 21	0. 0000037		
24	空見スラッジリサイクルセンター	港区空見町1番地５	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 11. 28	0. 00000076	0. 1	
25			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 9. 24	0. 0000036	0. 1	
26	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町２－４０	廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 7. 25	0. 000027	1	
27			廃棄物焼却炉(3号炉)	R6. 10. 2	0. 000038	1	
28	名古屋市上下水道局山崎水処理センター	南区忠治二丁目３番９６号	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 12. 27	0. 00000017	1	
29			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 7. 30	0. 000012	1	
30	名古屋市鳴海工場	緑区鳴海町字天白９０番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 8. 27	0. 0026	0. 1	
31			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 8. 23	0. 000073	0. 1	
32	株式会社共有社	天白区中砂町９２番地	廃棄物焼却炉			10	* 未報告

別表３－２ 報告対象外施設

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類	備 考
1	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学	千種区不老町	廃棄物焼却炉	休止中
2	中部メディカル有限公司	北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
3	アルファメタル株式会社	港区新茶屋四丁目２９０４番地	アルミ溶解炉(1号炉)	休止中
4	動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場	港区野跡二丁目４－１２	廃棄物焼却炉(炭化炉)	休止中
5			廃棄物焼却炉(焼却炉)	休止中
6	名古屋市上下水道局宝神水処理センター	港区宝神四丁目２５０１番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
7			廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
8	ニチハ株式会社名古屋工場	港区汐止町１２番地	廃棄物焼却炉(N ₂)	休止中
9	名古屋市南陽工場	港区藤前二丁目１０１番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	稼働開始から1年未満
10			廃棄物焼却炉(2号炉)	稼働開始から1年未満
11	名古屋市中央卸売市場南部市場	港区船見町１番３９	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
12			廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
13	空見スラッジリサイクルセンター	港区空見町１番地５	廃棄物焼却炉(3号炉)	稼働開始から1年未満
14	名古屋植物防疫所港陽検査場	港区港陽一丁目１－４	廃棄物焼却炉	休止中
15	大同大学滝春校舎	南区滝春町１０－３	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
16	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町２－４０	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中

別表３－３ 令和6年度に廃止された施設

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類	備 考
1	株式会社ウッドメイトアオヤマ	港区正徳町４－９	廃棄物焼却炉	

事業者測定結果一覧（排水水）

別表 4－1 報告対象事業場

（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに採取）

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	備 考
1	名古屋市上下水道局 守山水処理センター	北区米が瀬町3番地の1	下水道終末処理施設	R6. 7. 19	0. 00019	庄内川放流水
				R6. 7. 19	0. 000027	堀川放流水
2	株式会社U A C J 名古屋製造所	港区千年三丁目1番12号	アルミ廃ガス洗浄施設×3 アルミ湿式集じん施設×4	R6. 9. 24	0. 0017	
3	中部リサイクル株式会社	港区昭和町18番地	焼却炉灰貯留施設×2	R6. 5. 23	0. 0024	
4	東亜合成株式会社 名古屋工場	港区昭和町17番地の23	焼却炉廃ガス洗浄施設	R6. 8. 23	0. 38	
5	東レ株式会社 名古屋事業場	港区大江町9番地の1	担体付触媒製造用焼成炉の廃 ガス洗浄施設	R6. 4. 26	0. 027	
6	名古屋市上下水道局 宝神水処理センター	港区宝神四丁目2501番地	下水道終末処理施設 焼却炉廃ガス洗浄施設×3 焼却炉湿式集じん施設×2	R6. 9. 17	0. 0014	
7	名古屋市上下水道局 打出水処理センター	中川区中須町122番地	下水道終末処理施設	R6. 6. 26	0. 00073	庄内川放流水
				R6. 6. 26	0. 00014	荒子川放流水
8	名古屋市上下水道局 柴田水処理センター	南区元柴田西町2番40号	下水道終末処理施設 焼却炉廃ガス洗浄施設×3 焼却炉湿式集じん施設×2	R6. 7. 19	0. 00034	
9	名古屋市上下水道局 山崎水処理センター	南区忠次二丁目3番96号	下水道終末処理施設 焼却炉廃ガス洗浄施設×2 焼却炉湿式集じん施設×2	R6. 6. 26	0. 00022	
10	名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター	緑区浦里五丁目59	下水道終末処理施設	R6. 8. 16	0. 000078	

別表 4－2 報告対象外事業場

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類	備 考
1	名古屋市猪子石工場	千種区香流橋一丁目101番	焼却炉廃ガス洗浄施設×2 焼却炉灰貯留施設	下水道終末処理施設に接続
2	名古屋市富田工場	中川区吉津四丁目3208番地	焼却炉灰貯留施設	下水道終末処理施設に接続
3	空見スラッジ リサイクルセンター	港区空見町1番地5	焼却炉廃ガス洗浄施設×3 下水道終末処理施設	下水道終末処理施設に接続
4	名古屋市南陽工場	港区藤前二丁目101番地	焼却炉灰貯留施設	下水道終末処理施設に接続、建設中
5	名古屋市鳴海工場	緑区鳴海町字天白90番地	焼却炉廃ガス洗浄施設×2	下水道終末処理施設に接続

事業者測定結果一覧（ばいじん及び燃え殻）

別表５－１ 報告対象施設

（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに測定義務があるもの）

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	種別	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	備考
1	名古屋市猪子石工場	千種区香流橋一丁目１０１番	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 8. 6	0	ばいじん	R6. 8. 6	0. 14	ばいじんは 共通
2			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 6. 11	0		R6. 6. 11	0. 13	
3	八神建築株式会社	東区矢田五丁目８番２９号	廃棄物焼却炉	R6. 11. 11	0				
4	中部メディカル株式会社	北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 6. 7	0. 011	ばいじん	R6. 6. 7	2. 9	
5	名古屋市富田工場	中川区吉津四丁目３２０８番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 5. 9	0	ばいじん	R6. 5. 9	0. 20	
6			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 6. 6	0	ばいじん	R6. 6. 6	0. 14	
7			廃棄物焼却炉(3号炉)	R6. 9. 4	0. 0000028	ばいじん	R6. 9. 4	0. 11	
8	中部グロコ栄株式会社	港区十一屋1丁目10番4	廃棄物焼却炉	R6. 12. 6	0	ばいじん	R6. 12. 6	0. 0064	
9	中部リサイクル株式会社	港区昭和町１８番地	廃棄物焼却炉			ばいじん	R6. 5. 9	0. 98	
10	空見スラッジリサイクルセンター	港区空見町1番地 5	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 11. 28	0				
11			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 9. 24	0. 000000010				
12	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町２－４０	廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 10. 2	0				
13			廃棄物焼却炉(3号炉)	R6. 10. 2	0				
14	名古屋市上下水道局山崎水処理センター	南区忠治二丁目３番９６号	廃棄物焼却炉(1号炉)	R6. 6. 26	0. 0011				
15			廃棄物焼却炉(2号炉)	R6. 7. 30	0. 000032				
16	名古屋市鳴海工場	緑区鳴海町字天白９０番地	廃棄物焼却炉(1号炉)			ばいじん	R6. 7. 3	1. 0	ばいじんは 共通
17			廃棄物焼却炉(2号炉)						
18	株式会社共育社	天白区中砂町９２番地	廃棄物焼却炉						*未報告

別表５－２ 報告対象外施設

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	備考
1	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学	千種区不老町	廃棄物焼却炉	休止中
2	中部メディカル株式会社	北区楠町大字喜惣治新田字中島340番地	廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
3	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町１７番地の２３	廃棄物焼却炉	排出なし
4	動物検疫所中部空港支所名古屋出張所野跡検疫場	港区野跡二丁目４－１２	廃棄物焼却炉(炭化炉)	休止中
5			廃棄物焼却炉(焼却炉)	休止中
6	名古屋市上下水道局宝神水処理センター	港区宝神四丁目２５０１番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
7			廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
8	ニチハ株式会社名古屋工場	港区汐止町１２番地	廃棄物焼却炉(Na2)	休止中
9	名古屋市南陽工場	港区藤前二丁目１０１番地	廃棄物焼却炉(1号炉)	稼働開始から1年未満
10			廃棄物焼却炉(2号炉)	稼働開始から1年未満
11	名古屋市中央卸売市場南部市場	港区船見町１番３９	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
12			廃棄物焼却炉(2号炉)	休止中
13	空見スラッジリサイクルセンター	港区空見町１番地 5	廃棄物焼却炉(3号炉)	稼働開始から1年未満
14	名古屋植物防疫所港陽検査場	港区港陽一丁目１－４	廃棄物焼却炉	休止中
15	大同大学滝春校舎	南区滝春町１０－３	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中
16	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町２－４０	廃棄物焼却炉(1号炉)	休止中

別表５－３ 令和6年度に廃止された施設

番号	事業場名	所在地	特定施設の種類の種類	備考
1	株式会社ウッドメイトアオヤマ	港区正徳町４－９	廃棄物焼却炉	

<参 考>

1 ダイオキシン類に係る環境基準

調査項目				環境基準	調査方法
大気環境				年間平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ダイオキシン類に係る大気環境調査 マニュアル(令和4年3月環境省)
水 環 境	公共用水域	水質	河川	年間平均値で 1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312
			海域		
		底質	河川	150pg-TEQ/g 以下	ダイオキシン類に係る底質調査測定 マニュアル(令和4年3月環境省)
			海域		
		水生生物 (魚類)		—	ダイオキシン類に係る水生生物調査 暫定マニュアル(平成10年9月環境庁)
	地下水		年間平均値で 1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312	
土壌環境				1,000pg-TEQ/g 以下	ダイオキシン類に係る土壌調査 測定マニュアル(令和4年3月環境省)

2 法による排出基準及び処理基準

(1) 排出ガスの排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準		
		設置年月日		
		～H9. 12. 1	H9. 12. 2 ～H12. 1. 14	H12. 1. 15～
製鋼用電気炉		5	0. 5	0. 5
アルミニウム溶解炉		5	5	1
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	1	0. 1	0. 1
	2t/h 以上 4t/h 未満	5	1	1
	0. 2t/h 以上 2t/h 未満	10	5	5
	上記以外	10	10	5

(2) 排出水の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

排出基準
10

(3) ばいじん及び燃え殻の処理基準

(単位：ng-TEQ/g)

処理基準 ^{注)}
3

注) 処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う際には、この基準以下となるように処理されなければならない。